

資料 2

年 月 日

京丹後市長 様

京丹後市市民遺産会議会長

京丹後市市民遺産補助金交付申請にかかる意見書

年 月 日 付けで京丹後市市民遺産補助金交付要綱（令和 7 年京丹後市告示第 234 号）第 5 条の規定により提出のあった補助金交付申請について、同要綱第 6 条第 2 項の規定により京丹後市市民遺産会議で検討した結果を下記のとおり意見します。

記

1 補助事業及び市民遺産の名称

- (1) 事業名
- (2) 市民遺産の名称

2 補助事業の申請者

3 意見（いずれかにチェック）

- 補助金の交付に異論なし
- 補助金の交付に条件必要
(必要とする条件とその理由)
- 補助金の交付は不適当
(理由)